

出生届、父母との続柄・父届出人  
＜2010、3/24法務省通知＞

法務省民一第729号

平成22年3月24日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

嫡出でない子の出生の届出に当たり、届書の「父母との続柄」欄の  
記載等がされていない場合の取扱いについて（通知）

表記の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととしますので、これを  
了知の上貴管支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

1 届書の「父母との続柄」欄に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載が  
されていない場合

- (1) 「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載するよう補正を求めるものとする。
- (2) 上記(1)の補正に応じない場合には、届書の「その他」欄に、「出生子は、母の氏を称する。」又は「出生子は、母の戸籍に入籍する。」等の例により、嫡出でない子の称すべき氏又は入籍すべき戸籍を明らかにする方法による補正を求めるものとする。

2 届書の「父母との続柄」欄に父母との続柄の記載がされていない場合

父母との続柄については、父による認知の有無にかかわらず、母との関係のみにより認定し、母が分娩した嫡出でない子の出生の順により、「長男（長女）」、「二男（二女）」等と記載するよう補正を求めるものとする。

3 届書の「父母の氏名・生年月日」欄に父に関する記載がある場合

出生子について胎児認知の届出がされている場合を除き、父に関する記載を削除するよう補正を求めるものとする。

#### 4 届書の「届出人」欄に届出人の資格を父とする記載がされている場合

(1) 届出義務者である母が出生の届出をすることができない場合において、届出人が同居者としての資格を有するときは、届出人の資格を「同居者」とするよう補正を求めるものとする。ただし、出生子について、胎児認知の届出がされているとき、又は出生の届出と同時に認知の届出がされた場合において、当該出生の届書の「その他」欄に「父は、同居者である。」等の記載をすることにより当該届出人の資格を有していることを明らかにしたときは、届出人の資格を父と記載した部分を削除することなく処理するものとする。

(2) 上記(1)のただし書の場合には、出生子の戸籍の出生事項中の届出人の資格を「父」と記載する旨の申出があったものと認められるため、戸籍の記載に遺漏が生じないよう、市区町村長において出生の届書（胎児認知の届出がされている場合）又は認知の届書（出生の届出と同時に認知の届出がされた場合）の「その他」欄に「出生事項中申出人の資格を「父」と記載する。」旨を明らかにするものとする。

#### 5 届書の補正がされない場合

(1) 上記1から4までによる届書の補正の求めに対し、届出人が応じない場合においても、市区町村長において届書、添付書類及び戸籍簿の記載との対照、関係人の供述等によって補正すべき内容を認定することができるときは、当該届書の付せん又は余白に認定した内容を明らかにした上で、当該届書に係る出生の届出を受理するものとする。ただし、父母との続柄の認定等に当たり、疑義があるときは、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の長に指示を求めるものとする。

(2) 上記(1)の場合において、市区町村長が認定した内容を当該届書の付せん又は余白に明らかにするときは、「嫡出でない子」の文言は用いず、「出生子は、母の氏を称する。」又は「出生子は、母の戸籍に入籍する。」等の例によるものとする。

(3) 上記(1)により当該届書に係る出生の届出を受理するに当たっては、届出人に対し、市区町村長が認定した内容、戸籍の記載等を示し、その理解を求めるものとする。

#### 6 人口動態調査票の作成

人口動態調査における出生票についても、「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記入に遺漏がないよう留意するものとする。

※ 上記通知中、下線や囲み枠及び文字の強調は編集によるもの。